

平成 30 年 12 月 12 日

愛知県で採取された野鳥の糞便から 低病原性鳥インフルエンザウイルスを検出。 防疫対策の再徹底をお願いします。

11 月 21 日、愛知県名古屋市において、採取された野鳥糞便 1 検体から低病原性鳥インフルエンザウイルス (H7N9 亜型) が検出されました。

韓国においては、10 月以降、野鳥の糞便 32 例から低病原性鳥インフルエンザウイルス (H5 および N7 亜型) が検出されていること、また、10 月には千葉県において野鳥の糞便から低病原性鳥インフルエンザ (H7 亜型) が検出されたことを踏まえれば、我が国の家きん飼養農場への本病ウイルスの侵入リスクが高まっていると考えられます。

改めて、家きんを飼養している皆様には飼養衛生管理基準を遵守するとともに下記の事項にさらなる注意を払い、野鳥や野生動物の侵入防止に努めるようお願いします。

また、1 日の鶏の死亡羽数が増えた場合や元気消失などの異常を認めた場合は、至急家畜保健衛生所にご連絡ください。

記

- 野鳥やネズミ等の小動物を侵入させないために、防鳥ネットの破れや鶏舎の破損が無いかを再度確認してください。
- 鶏舎ごとに専用の靴や衣服を置いて、よく消毒してから入ってください。
- 外部からの人や車をなるべく農場に入れないようにしてください。
- 畜産関係車をはじめ農場に立ち寄る車 (タイヤや運転席) や持ち込む物は必ず消毒してください。
- 鶏舎周辺や出入口等に消石灰を散布してください。

.....
: 問合せ先
: 家畜保健衛生所 0776 (54) 5104
: 嶺南家畜保健衛生センター 0770 (45) 0191
:
.....